

千葉県告示第46号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示します。（指定番号 指-48）

令和4年1月21日

千葉市長 神谷俊一

1 指定区域 形質変更時要届出区域

千葉市緑区大野台一丁目4番9、4番10（別図1、2のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下、「規則」という。）

第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

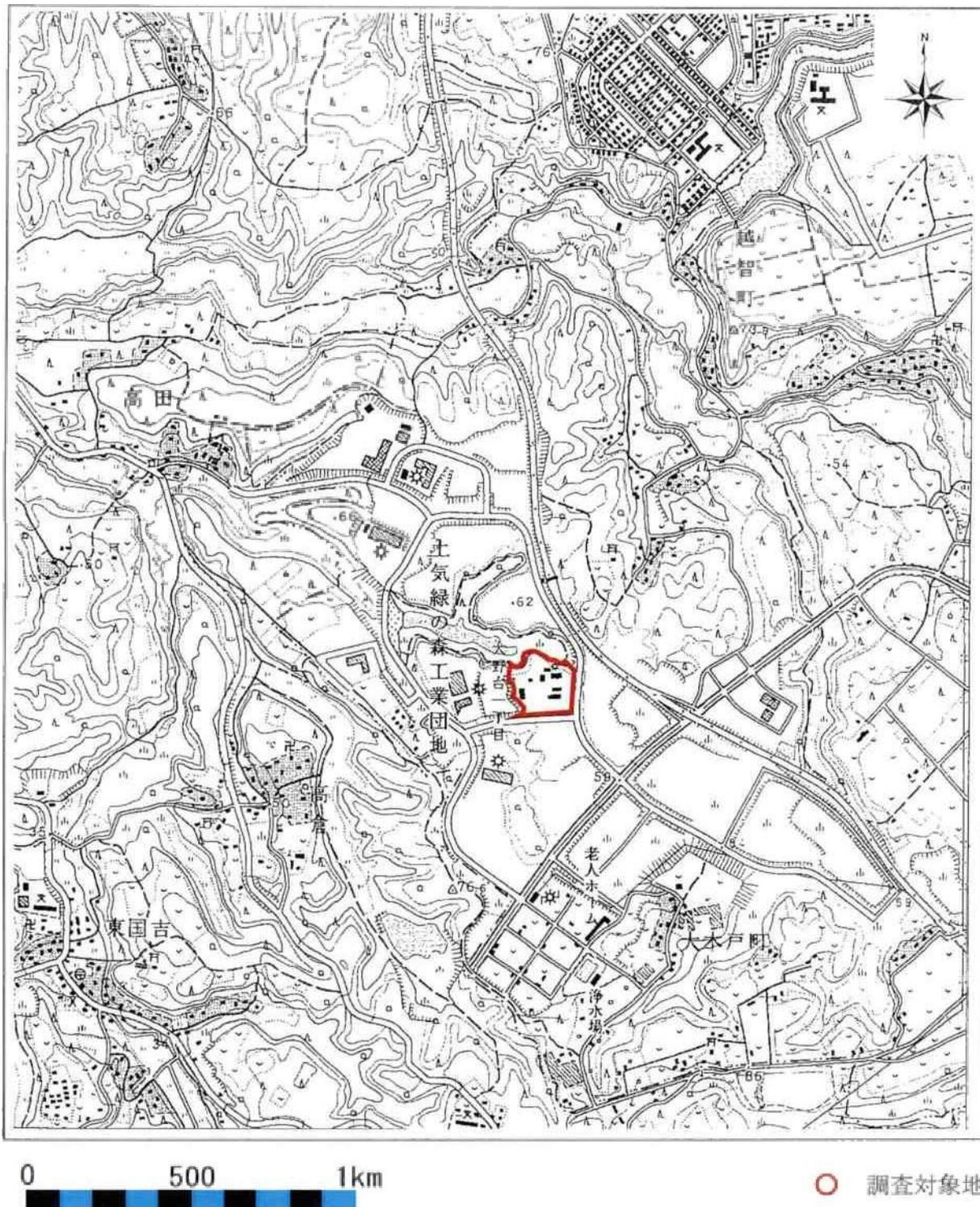
（1） ふっ素及びその化合物

3 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

（1） 該当なし

(別図1)

<調査対象地位置案内図>



この地図は、国上地理院発行の2万5千分の1地形図(蘇我)を使用したものである。

(別図2)

